

肥料販売業者各位

三重県農業再生協議会
会長 更屋 英洋

肥料価格高騰対策事業における高騰率について

平素は、三重県農業再生協議会の運営に関しまして、格別の御理解、御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、このことについて、東海農政局長から別添写しのとおり通知がありましたので、御了知の上、本事業の円滑かつ的確な実施に御配慮をお願いします。

記

- 1 令和 4 年 11 月から令和 5 年 5 月までの間に適用された価格で農業者に販売された又は販売されることが確実と見込まれる肥料の高騰率（ただし、事業実施主体が令和 4 年 6 月から令和 5 年 5 月までの間に適用された価格で販売された又は販売されることが確実と見込まれる肥料について、2 で定める高騰率を適用する場合を除く。）

1. 4

- 2 令和 4 年 6 月から令和 5 年 5 月までの間に適用された価格で農業者に販売された又は販売されることが確実と見込まれる肥料について、同一の高騰率を適用する場合の高騰率

1. 4

事務局担当 三重県農林水産部 担い手支援課
高橋 電話：059-224-2133